

市民参加実施予定シート

担当課：クリーンセンター

予定
令和8年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	一般廃棄物処理基本計画策定事業	市が考える 市民等への影響	特になし	
正式名称	一般廃棄物処理基本計画策定事業			
概要	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、本市区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定める「流山市一般廃棄物処理基本計画」（目標値、個別施策等）及び「災害廃棄物処理計画」（災害時の廃棄物処理フロー、被害想定等）を平成31年3月に定めるところであるが、国の指針において概ね5年ごとに改定することとされている。また、新たに食品ロス削減推進計画も包含して策定するもの。		上位計画の有無	無（流山市独自）

(2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
■	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R6/6月～R7/7月中で6回程度	審議会委員（学識経験者、公募市民等）	1034315	流山市廃棄物対策審議会	・専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	R7/10月頃	市民等		-	・時間や場所等に拘束されず意見表明ができ、幅広く意見聴取が可能と考えたため。 ・素案を広く周知するとともに、具体的な意見を聴取できると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和5年度			令和6年度											令和7年度		
4～9月	10月～3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
						審議会（諮問、答申等）										

(5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由